

	支援できることの例	留意事項・支援できないことの例	
家事支援	家事支援に必要な備品等（機械・洗剤等）は利用者が用意し、無償で使用させていただきます	家事支援は、危険な作業や専門的な機材・知識を必要とする作業・調理等はできません	
	ア 食事の準備及び後片付けの例 （ア）調理（一般家庭で日常的に調理可能なもの。例：チャーハン、みそ汁、カレー、煮物、野菜炒め、焼き魚等） （イ）配膳・後片付け（食器洗い等）	ア 食材等の買い出しを依頼することもできますが、利用時間を含みます。商品代・交通費は利用者負担となります。	
	イ 衣類の洗濯、補修の例 （ア）洗濯機を回す、洗濯物を干す、干した洗濯物を取り込みたたむ、タンス等へしまう （イ）アイロンをかける、ボタンを付ける	イ 日常的に着用する衣類の洗濯・補修です。毛布やカーペット、カーテン等の選択等はできません。	
	ウ 居室当の掃除、整理整頓の例 （ア）掃除機、フロア用掃除用具、粘着カーペットクリーナーによる掃除 （イ）台所・トイレ・風呂・洗面所の日常的な掃除 （ウ）玄関・ベランダの掃き掃除	ウ 掃除等に必要なのは、利用者がご用意ください。 いわゆる大掃除は含みません。日常的に行う必要がある掃除等に限り できないことの例は以下のとおりです （ア）排水溝の掃除、浴室・トイレ等のカビ取り等 （イ）エアコン・ガスコンロ・冷蔵庫等の掃除 （ウ）窓の掃除・庭の掃除、草むしり、水まき	
	エ 生活必需品の買い物の例 （ア）スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどでの食材・日用品の買い物	エ 商品代・交通費は利用者負担です。移動時間も利用時間に含まれます。出産祝いのお返しのお返し等はできません。	
	オ 日常的に行う必要がある家事の例 （ア）日常的に使用している布団を干す	オ できないことの例は以下のとおりです。 （ア）自動車の給油・洗車	
	育児支援	（イ）郵便局・ポストへの郵便物の持ち込み	（イ）銀行での振り込み、現預金の預け入れ・引き出し等 （ウ）区役所・税務署等への申告等 （エ）ペットの世話・散歩等
		育児支援に必要な備品等（ほ乳瓶・おむつ・玩具等）は、利用者が用意し、無償で使用させていただきます	育児に関する支援は、利用者（保護者）とお子さんが一緒にいる場 所で行います。
		ア 授乳の例 （ア）湯沸かし、粉ミルクの調合 （イ）ほ乳瓶の洗浄・煮沸・かたづけ	外出（保育園等への送迎、病院等への付添い、上の子の外遊び等） は、保護者同伴の場合に限ります。交通費は利用者負担です。移動 時間も利用時間を含みます。
		イ おむつ交換の例 おむつ交換、使用済みおむつをまとめて捨てる	ヘルパーとお子さんだけの留守番は出来ません。
		ウ 沐浴介助の例 （ア）ベビーバスの用意・かたづけ （イ）赤ちゃんを拭き、おむつをはかせ、服を着せる	ウ ヘルパーは「沐浴」そのものをする事はできません。
		エ 適切な育児環境の整備の例 （ア）エアコンの温度調節、窓開け・カーテンによる室温調節 （イ）ベビー布団を干す、シーツ・毛布等を選択する （ウ）赤ちゃんの着替え	エ ベビーベッド、乳幼児玩具などの組み立て・取り付け等はでき ません。
		オ 保育園・学校等への送迎補助の例 （ア）赤ちゃんを連れて兄弟の送り迎えをするときに付き添う	
		カ 日常的に行う必要がある育児の例 （ア）居宅内で上の子の遊び相手になる （イ）ベビー布団の用意・かたづけ （ウ）病院の受診への同行	
その他の支援できないことの例			
利用者が内職や稼業等に従事している間の家事・育児		行事等への付添い	
医療行為		片道概ね1km以上の徒歩での移動	
自家用車等への同乗・運転等		日常的に（ほぼ毎日）行う必要がないこと	